

多摩都市モノレール沿線まちづくり検討業務委託プロポーザルの
企画提案書等の提出に関する質問及び回答

No.	質 問	回 答
1	実施要領では、企画提案書における事業者名の記載の是非について記載がございませんが、名称を記載して支障ございませんでしょうか。	提案者の名称は記載してください。
2	「第4号様式 企画提案書」では「提出書類」として「会社概要」が記載されていますが、実施要領では会社概要について触れられておりません。この書類は会社のパンフレットでよいとの認識でよろしいでしょうか。 もし別途の文書を作成する必要がある場合、どのような項目を記載すべきでしょうか。	会社概要は別葉として提出又は企画提案書内に記載のどちらでも構いません。パンフレットの配布でも構いません。 配点項目ではないため、簡潔な記載内容で構いません。
3	仕様書第15条(2)(イ)で「提言書の代わりとなる NO.1 駅周辺の土地利用計画案を作成し、」とありますが、この計画案は本業務で作成する、との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	上記③に関して、本業務で作成する場合、計画案のたたき台(土台とする考え方)などは既に委託者でお持ちである、との認識でよろしいでしょうか。 また、作成に必要な庁内調整の支援(会議出席等)は業務対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 令和7年3月に策定した、多摩都市モノレール沿線まちづくり方針及び立地適正化計画並びに東京都が策定した多摩のまちづくり戦略等における(仮称)No.1駅の位置付けをベースに、関係者と協議を行い作成する予定です。 関係者との協議への出席は必要ありません。
5	上記③に関して、NO.1 駅周辺の土地利用計画案の検討・作成対象範囲は武蔵村山市域のみとする、との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	各駅のまちづくり協議会で検討する対象範囲について、具体的なエリアの想定があるようでしたらご教示いただけますでしょうか。	駅周辺としての土地利用を誘導する範囲としては、立地適正化計画における都市機能誘導区域と同

		<p>じ範囲を想定しています。</p> <p>ただし、広域的なネットワークの考え方や後背地としての土地利用の在り方などは、合わせて検討する予定です。</p>
7	<p>本業務におけるまちづくり協議会とは、武蔵村山市まちづくり条例における「地区まちづくり協議会」に該当するものでしょうか。</p> <p>その場合、本業務で作成する提言書では、同条例でいう何に該当するのでしょうか。</p>	<p>今回設置するまちづくり協議会は、まちづくり条例に基づく「地区まちづくり協議会」とは異なるものです。</p>
8	<p>まちづくり協議会の委員について、</p> <p>(1) 全11名のうち、公募委員は何名程度を想定されていますでしょうか。</p> <p>(2) 関係団体とは主にどのような団体でしょうか。(町内会、商店会、etc…)</p> <p>(3) 関連団体の推薦を受ける者として、学識経験者などは想定されていますでしょうか。</p>	<p>(1) 公募委員は6名を予定しています。</p> <p>(2) 商工会、観光まちづくり協会及び社会福祉協議会に依頼する予定です。</p> <p>(3) 学識経験者は想定していません。</p> <p>なお、No. 4 駅周辺まちづくり協議会については、設置要綱及び募集要項等を市ホームページにおいて公表していますので、そちらでご確認ください。</p>